

第 377 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 令和3年6月22日（火）午前9時26分～9時36分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 松原市長
副本部長 平林副市長
副本部長 柏原教育長
本部員 高橋企画財政部長
本部員 石橋総務部長
本部員 鈴木市民生活部長
本部員 小川福祉保健部長
本部員 片岡子ども家庭部長
本部員 門井環境部長
本部員 小俣都市建設部長
本部員 小川議会事務局長
本部員 上田教育部長
事務局 富田政策室長
白石政策法制担当主査

4 欠席者

- 5 議 題 1. 行政手続等における押印及び署名の見直しについて
2. その他

6 会議概要

本部長 それでは、議題1「行政手続等における押印及び署名の見直しについて」説明をお願いします。

事務局 資料の1ページ「1 件数と割合」について、令和3年2月9日の行財政改革推進本部会議で、承認された狛江市の行政手続等における押印の見直しに関する方針（以下、「方針」という。）に基づき、押印及び署名を求めている事務の調査を行うとともに、廃止の検討を行ったので、結果を報告する。

令和2年度末時点で、押印を求めている事務は1,269件、署名を求めている事務は283件、合計で1,552件であった。また、カッコ書で記載した数字は、企画財政部や総務部が所管し、例規上の根拠を持つ内部事務における押印及び署名を求めている手続の内数になる。

その後、洗い出した事務を、①廃止、②継続、③国・都の動向注視、の3つに分類し、整理した。3つ目の「国・都の動向注視」は、国や都の制度に係る事務で市だけの判断で整理が難しいものである。

押印については、廃止が1,056件で全体の83.2%、「国・都の動向注視」を除く市で判断できるものとしては、90.5%となっている。

今回の見直しとして、認印は原則廃止し、必要に応じて署名を求めるとしたため、署名の見直し結果については、継続の割合が多くなっている。

押印と署名を継続するものについては、理由ごとに区分した。押印を継続する事務は、111件、構成比は8.8%であり、最も多い継続理由が、「実印や登録印等を求めるもの」の38件で、印鑑証明等の添付を求めるものや、申請者が法人に限られる場合の手続で署名できないものである。

継続理由で次に多いものが「他機関から求められている」の33件で、市が受け付けたものを銀行等の他機関に提出する手続で、提出先から押印を求められているものである。

継続理由で3番目に多いものが、「契約関係」の32件で、方針のとおり契約手続については、引き続き押印を求めるものとする。

資料の2ページ、署名を継続する事務について、151件のうち、最も多い継続理由が、「意思等確認」で95件となっている。同意、承諾、誓約という本人の意思を確認する手続の場合に、署名を求めているものである。

継続理由で次に多いものが「客観性担保」で25件となっており、本人以外の者が手続を行う場合の委任や、意見書等を想定している。

「意思等確認」と近い性質であり、「客観性担保」と「意思等確認」の2つを合わせて8割程度を占め、署名を求める大きな理由となっている。

調査の取りまとめに当たり、「押印と署名の見直しに係る留意事項」として、全庁的に関係する事項について、考え方を整理した。

まず、留意事項の1つ目、見積書、請求書、領収書、契約書、請書における押印の扱いについて、予算要求等の際に必要な見積書については、発行者の押印は求めないこととし、市が支出するために必要な請求書についても、請求者の押印は求めないかたちで整理している。精算伝票に添付する領収書については、原則として押印は求めないが、扶助費を現金で渡す等の場合は、受領者の署名いただく等、本人が受領したことを客観的に確認できるようにしなければならないとする。契約書については、押印を引き続き求めることとし、契約書に準ずるものとして、請書についても押印を求めることとする。

留意事項の2つ目、同意、承諾、誓約といった本人の意思を確認する必要がある手続について、本人の意思を確認する必要がある手続は、原則、本人のフルネームの自署を求めることとする。法人については、署名ができないため、引き続き押印を求めることとする。特に留意する点として、「法人が行う手続であれば全て押印」ではなく、意思の確認や本人確認が必要な手続を精査した上で、意思等を確認する必要がある場合に、確認手段の1つとして、「法人であれば押印」という考え方となる。

資料の3ページ、留意事項の3つ目、訂正印の扱いについて、現状では訂正を行う場合は、二重線で見え消しを行い、その上に押印して訂正を行っているが、申請に押印を求めないことを原則とするため、訂正についても、訂正印は不要として整理する。訂正に関する基本的な考え方としては、これまでと変わらず、軽微な部分について、相手方の確認の上、訂正を行い、訂正印は不要と整理する。

留意事項の4つ目、市の様式に「印」と記載のない手続について、調査の中で、様式に「印」と記載がなく、市として押印を求めているのにもかかわらず、申請書等に押印されて提出されているものも多く見受けられた。見直し整理の目途が付き次第、市民にも周知を図る予定ではあるが、押印不要と整理した手続に関

し、手続を行う方々が認識できるよう説明を行い、市民への案内や記載要領等で改めて押印が不要であることの周知をお願いしたい。

留意事項の5つ目、市の内部における公印の扱いについて、方針では市の組織間での通知等については、「公印省略」として処理することとしたが、その後も公印を押した文書が見受けられるため、改めて、公印について、省略することを共通認識として共有する。

最後に、今後の流れについて、押印と署名の見直しの検討結果を確認いただくとともに、他に一覧に記載すべき事務があれば、6月25日（金曜日）までに政策室まで連絡をお願いする。各部の意見を整理し、再度、行財政改革推進本部会議で審議いただき、決定させていただきたい。

その結果に基づき、例規整備を行い、8月1日を施行日として、改正手続を進めていく。なお、例規の規定がないものについては、検討結果が決定され次第、速やかに見直し内容を反映させ、8月1日までに、全ての事務で見直し結果が反映されるよう進めていく。

本部長 質問・意見等なければ、第377回狛江市行財政改革推進本部会議を終了する。